

「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務の委託に係る受託事業者の公募仕様書

1 総則

(1) 委託業務名

「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務

(2) 業務の目的

「リチウムイオン電池火災の防火啓発動画」制作業務（以下「本業務」という。）は、増加傾向にあるリチウムイオン電池に起因する火災（及びその被害）を減少させるため、適切な製品の購入、使用、保管、廃棄方法及び出火時の対応を啓発するための映像媒体（以下「啓発動画」という。）を制作することを目的とする。

(3) 契約締結予定日

令和 8 年 7 月 3 日（金）

企画提案書の審査及び受託候補者との交渉に要する期間により、変動する可能性がある。

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 3 0 日（金）まで

(5) 委託金の上限額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額含む）

2 制作動画の掲載先（予定）

本業務において制作した動画は、以下の媒体において掲載する（掲載業務は本業務に含まないが、掲載先に対応する規格への変換作業は本委託内容に含む）。

デジタル広告
<ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube（15 秒・60 秒） ・ Instagram（ストーリーズ、リール）（15 秒） ・ TikTok（15 秒）
デジタルサイネージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ みやこビジョン四条（四条駅北改札外側） ・ 四条駅デジタルサイネージ（四条駅北改札前【通称：よんからクロス】） ・ 京都プレミアムビジョン（京都駅中央コンコース柵外）
YouTube
<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうと動画情報館（京都市公式 YouTube チャンネル）

3 制作委託する動画

本公募仕様書の内容等を基に、プロポーザルで提案された内容について京都市と受託者で協議し、内容を決定する。そのうえで、本業務の目的を達成するために効果的な構成、演出、音声等を設定した啓発動画（全 6 2 本）を制作する。

なお、今回の啓発における主なターゲットは、若年層を中心とする幅広い世代の市民及び観光客（外国人を含む。）を想定する。

(1) 動画の種類

リチウムイオン電池が内蔵された製品の適切な購入・使用・保管・廃棄・出火時の注意点を分かりやすく表現した動画を以下のとおり制作すること。

動画	啓発内容	時間	制作本数	備考
①	購入時の注意点	約 15 秒	10 本	啓発内容ごとに表 1 に示す 10 パターンの動画を制作すること。
②	使用時の注意点	約 15 秒	10 本	
③	保管時の注意点	約 15 秒	10 本	
④	廃棄時の注意点	約 15 秒	10 本	
⑤	出火時の注意点	約 15 秒	10 本	
総集編	適正な取扱い 動画①～⑤の内容	約 60 秒	10 本	
大型 ビジョン	動画④の内容	約 15 秒	2 本	表 2 に示す 2 パターンの動画を制作すること。

※ 総集編動画はパート別動画①～⑤として制作した映像の流用を認める。

※ 画面サイズに合わせてキャラクター配置や構成を最適化すること。

表 1

	音声	字幕	画面サイズ
1	日本語	日本語	縦横比 16 : 9 解像度 1920×1080 以上
2	英語	英語	
3	中国語	中国語（簡体字）	
4	中国語	中国語（繁体字）	
5	韓国・朝鮮語	韓国・朝鮮語	
6	日本語	日本語	縦横比 9 : 16 解像度 1080×1920 以上
7	英語	英語	
8	中国語	中国語（簡体字）	
9	中国語	中国語（繁体字）	
10	韓国・朝鮮語	韓国・朝鮮語	

表 2

	音声	字幕	画面サイズ
1	日本語	日本語	みやこビジョン四条 以下ページに示す仕様のとおり https://www.kyoto-traffic-ad.com/main4.html#30
2	日本語	日本語	京都プレミアムビジョン 以下ページに示す広告サイズのとおり https://www.jr-ad.net/jr_ad/digital/kyotopremium/

(2) 動画の内容・条件等

動画	啓発内容	啓発の主眼
①	購入時の注意点	リチウムイオン電池が内蔵された製品の紹介、連絡先が確かなメーカーや販売店からの購入の推奨、安全基準を満たした「PSE マーク」のある製品を選ぶことを徹底すること。
②	使用時の注意点	落下などの強い衝撃を与えないこと。また、本体の膨張・異常な発熱・異臭に気づいたらすぐに使用を中止すること。
③	保管時の注意点	直射日光の当たる場所や高温の車内で充電・保管しないこと。また、出火時に備えた保管を行うこと（例：金属製の缶などに入れて保管するなど）。
④	廃棄時の注意点	燃やすごみ・資源ごみ等へ絶対に混ぜて捨てないこと。また、資源物回収拠点となる区役所等への適切な排出を徹底すること。
⑤	出火時の注意点	万が一、出火した際の初期消火方法、避難及び 119 番通報を徹底すること。

ア 構成

- ・ 全ての動画は、冒頭の数秒間で注意を惹き付け、前半部分で目的が把握でき、かつ全編の視聴を誘導する構成とすること。
- ・ 詳細情報を掲載した京都市のホームページ（リチウムイオン電池の正しい購入、使用、保管、廃棄、消火方法）へ誘導する構成とすること。
- ・ 動画の広告配信は各動画単体での配信を想定していることから、パート別動画はそれぞれが独立した構成とすること。

イ 演出

- ・ 全ての動画はアニメーション動画とし、「リチウムイオン電池の火災急増」リーフレットに掲載しているキャラクター（Li-Lion（リライオン））を動きのあるアニメーションとして組み込むこと。
- ・ 日常で行う行動（ネット通販での購入、充電等）や、身近な場所・場面（自宅や学校、電車・バス等の乗車時）において、リチウムイオン電池が激しく発火・破裂する危険性があることを理解できる演出を組み込むこと（実写映像や実験映像など挿入可）。
なお、本市の保有する実写映像や実験映像の活用も可能である。
- ・ リチウムイオン電池は多種多様な製品に内蔵されていることを周知するため、リチウムイオン電池使用製品の例示を行うなどの演出を組み込むこと。
- ・ 動画④及び総集編には、ゴミ収集車内やゴミ焼却場がリチウムイオン電池火災の発生場所であることが伝わるような演出を組み込むこと。また、京都市から提供する令和8年1月14日に京都市南部クリーンセンターで発生した火災の映像（本市から提供）を加えること。

ウ 音声及び字幕

- ・ キャラクターやナレーションの音声は、肉声又は合成音声を問わない。
- ・ 字幕は、無音環境での視聴を想定し、視認性の高い字幕を挿入すること。

エ その他

- ・ 動画①～⑤において、サムネイルを作成すること。
- ・ 京都市の公式動画であることが分かる表記を挿入すること。

(3) その他

動画制作に使用したキャラクターやイラストは、二次利用可能な画像データとして納品すること（データの形式については別途京都市消防局予防部予防課と調整すること）。

4 履行期限（納品）等

(1) 一次納品期限

掲載先において掲載前の事前審査が必要となるため、以下の表に示す期限までに一次納品を完了すること（詳細は京都市消防局予防部予防課が別途指示）。

掲載先	一次納品日
・ YouTube ・ Instagram ・ TikTok	令和8年9月10日（木）
・ 四条駅デジタルサイネージ ・ みやこビジョン四条	令和8年9月18日（金）
・ 京都プレミアムビジョン	令和8年9月7日（月）

※ 事前審査により必要な修正が生じた場合は、二次納品日までに修正を完了させること。

(2) 二次納品日

画像データ （動画制作に使用したキャラクターやイラスト）	令和8年9月1日（火）正午
動画データ（動画①～⑤、総集編動画）	令和8年9月25日（金）正午
動画データ（みやこビジョン四条）	令和8年9月30日（水）正午
動画データ（京都プレミアムビジョン）	令和8年9月25日（金）正午
動画撮影を行った場合の撮影データ	令和8年9月30日（水）

(3) 履行期限

令和8年9月30日（水）

(4) 納入場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2

京都市消防局予防課

(5) 成果品

大容量ファイル転送サービス等を用いて電子データで納品すること。また各データを全て格納した光ディスク（Blu-rayディスクを除く。）5セット（盤面印刷を含む）を納品すること。

なお、動画及び画像の規格は京都市消防局予防部予防課が別途指示する。

5 業務委託の履行スケジュール

業務委託の履行スケジュールを提示すること。

6 その他

- (1) 受託者は、本契約の履行に際し、必要な資料を京都市に求めることができる。この場合において、受託者は資料の借用書を提出するとともに貸与された資料を紛失、損傷等することがないように注意するものとする。

- (2) 本契約の履行に必要となる物品（燃焼の実験に使用するモバイルバッテリーなど）がある場合は、受託者の負担において準備するものとする。
- (3) 物品の燃焼を伴う映像の撮影など、事故防止に必要な撮影場所が必要な場合は京都市の施設を提供するため、事前に協議すること。
- (4) 本契約に関して受託者の責めに帰すべき事由により当局及び第三者に損害を与えた場合には、受託者はその損害を賠償するものとする。
- (5) 本契約の履行過程において生じた著作権の使用利用等の許諾手続き及びこれに掛かる費用等は受託者の負担において処理するものとする。
- (6) 本契約の履行過程で生じたすべての成果物に関して、著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品と同時に京都市に帰属するものとする。また、受託者は京都市に対し、著作者人格権を行使しないこと。ただし、受託者は本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、本市と協議するものとする。

7 参考情報

- (消防局) リチウムイオン電池の正しい購入、使用、保管、廃棄の方法
<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000253413.html>
- (環境政策局) リチウムイオン電池の正しい購入、使用、保管、廃棄の方法
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000280205.html>
- きょうと市民しんぶん令和7年8月1日号 リチウムイオン電池の啓発ページ
https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/2805/index.html#target/page_no=9